

第 24 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成 24 年 4 月 5 日（木）10:30～12:00

2. 開催場所：日本電気協会 4 階 C 会議室

3.出席者（順不同，敬称略）

委員：岩崎主査（関西電力），海野副主査（東京電力），河村（北陸電力），畠埜（九州電力），
沼田（日本原電），武蔵（北海道電力），山本（日本原子力研究開発機構）（計 7 名）
代理：高橋（中部電力・三澤代理），森本（中国電力・神田代理），門馬（東北電力・小笠原代理），高畑
（四国電力・青野代理）（計 4 名）
常時参加者：高井（日本原子力技術協会）（計 1 名）
事務局：糸田川，芝（日本電気協会）（計 2 名）

4.配付資料

資料 24-1 緊急時対策指針検討会委員名簿
資料 24-2 第 23 回防災対策指針検討会議事録(案)
資料 24-3 「原子力安全向上に向けた学協会活動の強化」
（原子力関連学協会規格類協議会ステートメント）
資料 24-4 原子力規格委員会 運転・保守分科会 平成 24 年度活動計画
資料 24-5 JEAG4102-2010「原子力発電所の緊急時対策指針」の改定の進め方

参考資料-1 第 22 回運転・保守分科会議事録(案)
参考資料-2 公衆審査意見への対応について（周知）
参考資料-3 運営規約細則の見直し（周知）

5.議事

(1)定足数確認等

主査による代理出席者 4 名の承認後，事務局より，出席委員が代理出席者 4 名を含め，委員総数 11 名中全員出席で会議招集の定足数を満たしているとの報告があった。また，事務局より，常時参加者候補の紹介があり，出席委員（代理含む）の全員の賛成で常時出席者として承認された

(2)主査の選任

事務局より，前回の主査選任日（平成 22 年 3 月 24 日）以降，2 年間の任期を過ぎている旨の説明があった。委員から岩崎主査を再度主査に推薦したいとの提案があり，互選により岩崎主査が再度主査に選任された。また，主査より海野副主査を再度副主査として指名された。

(3)前回議事録の確認

事務局より，資料 24-2 に基づき，前回議事録案について説明があった。特にコメントはなく，正式な議事録とすることを確認した。

(4)「原子力安全向上に向けた学協会活動の強化」について

事務局より，資料 24-3 に基づき，原子力関連学協会規格類協議会ステートメント，福島事項教訓の学協会規格への反映スケジュール，安全規制の見直し等の周辺状況や電気協会の規定類制定のロードマップについて説明があった。

（主な質疑。コメント）

・学協会規格への反映スケジュールに上げた規格基準の選定方法は，
IAEA の報告書 28 項目で反映しなければならない項目等，福島事故対応の報告書を参考に，
3 学協会でできることは何かとの観点で選定した。

- ・ポリエチレン配管の基準は
構造分科会でピックアップした事項，なお機械学会との役割分担を整理する必要がある。
- ・全体の流れの中で，畑村報告書，顧問会報告を中心に検討するのか，それだけではなく，出された報告書の内容を反映することとなる。
- ・SAM 整備の手順と学協会規格の資料中の矢印は何か
誤記であり修正する。
- ・人により用語の解釈が異なるので，定義を統一する必要がある。
原子力学会の SAM 実施基準（AESJ の ）を骨格として作り上げたい。
- ・昨日の電気新聞に新規制定として報道された規格基準はどれか
JAME の ～ ，JEA の ～ ，AESJ の ～

(5)平成 23 年度の活動計画について

主査より，資料 24-4 に基づき，JEAG4102-2010 に係る運転・保守分科会の平成 24 年度の活動計画について説明があった。

本指針は平成 22 年度末に制定したばかりであったが，福島事故が発生し，有効に使用されたかどうか不明だったことから，規格委員会委員長等より年度計画に福島事故以降の経緯を入れてほしいとの要望があり，23 年度活動実績に経緯を記載している。

また，緊急時対策は，JEAG4102 がソフト面，JEAG4627（緊対所設計指針）がハード面に相当し，本指針の検討会は緊対所設計指針検討会と歩調を合わせて，相互に連携をして開催していきたい，との紹介があった。

(6) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定の進め方について

主査より，資料 23-5 に基づき，原指針の改定の経緯，改定方針等（添付 - 1）と今後の具体的な改定の進め方（改定の目的，範囲，スケジュール）について説明があった。

範囲については，デファレンス資料に相当するものであるが，法令改正のスケジュールが立っていないので未定部分があり，仮置きスケジュールと考えてほしい，なお，来年 3 月の規格委員会に上程する方向でスピード感を持って進めたいと考えている。

また，添付 - 2 で原子力安全員会「原子力施設等の防災対策について」の見直しの考え方（事業者関係箇所）と，それに伴う JEAG 4102 の対応案，および添付 - 3 で 1 月 31 日に閣議決定された原災法の改正案要旨の説明があった。

（主な質疑・コメント）

- ・改定の範囲で，事業者の防災業務計画を定める上で，国がどのような審査基準（審査内規）を定める（4 月に法令改正された場合，6 月に審査基準が出ると考える）のかがキーポイントとなるのでは。国の審査基準を踏まえて指針の改定作業を進めるのか

国の審査基準がどのような位置付けになるのかが見えていない，届出の審査となるだろうが，（自治体が策定する）地域防災計画に抵触しないことが大条件である。もし審査で防災業務計画の見直しが必要となった場合（内容によっては）地域防災計画の見直しも必要と言えるのか疑問。一方，事業者に対し防災業務計画策定のベースは何かと言われた時は，地域防災計画であると答えることになるのではないか。

- ・国は「防災」となっているが JEAG4102 は「緊急時」とした理由は

緊急時対策は，海外ではエマージェンシープランと表現されており，それを習って付けた，「防災」とした場合，起きるか起きないかの世界での議論になる。そのような背景から「緊急時」とした。IAEA の文書でも，エマージェンシープランとの表現になっている。

- ・緊急時対応拠点と対策実行拠点はオフサイトセンターが二つに分かれたイメージか，事業者の立場として考え方を整理するのか

P140 の「これまでの不確かさの大きい予測的な手法に基づく意思決定に代えて」に注目して，

EAL を呼び出しており，オフサイトセンターの位置付けまでは考えていなかった。

・「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ」(平成24年3月9日 原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ)によると，緊急時対応拠点とは OFC であり，また対策実行拠点とは OFC と除染，モニタリングを行う拠点のイメージで福島事故における J ビレッジに相当し，事業者が作る必要があると考えるが，

緊急時対応拠点は福島事故における福島県庁の本部に相当し，OFC の機能もあれば OFC にもなるが，J ビレッジは，保安院では違う呼称（後方支援拠点など）で位置付けられており，事業者が整備することで検討されている。

どこまで JEAG でどこまで要件として記載するのか難しい，自治体とも関係するので，全体としてまだ整合がとれていない。

オンサイトの話は記載されていない

・ EAL はエンドースが必要か今後検討すべき，EAL に関する別の指針を作った場合，JEAG 中の 10 条 15 条に関する内容を削除するのか，

・ EAL は防護措置勧告に基づき実施するとの立場で行う必要があると考える，法令の担保が必要

今後，この案で進めることしたい。年度内に上程するスケジュールで進めたい。

(7)その他

1.公衆審査意見への対応について

事務局より，参考資料-2 で公衆審査での意見対応の方法及び回答例示の周知があった。具体的には，今後意見が出た場合は，事務局よりその時点で改めて説明する。

2.細則の見直しについて(周知)

事務局より，参考資料-3 で運営規約細則の一部見直し内容（規格の上程方法の一部変更）の周知があった。

3.次回開催日程について

次回「第 25 回緊急時対策指針検討会」の開催日程については，別途調整することとした。

以上